

1 「ひととき保育」とは

子育て中の方が、区の事業課（もしくは区民団体※）主催の学習会や地域活動等に参加しやすいように、その学習や活動の時間中に一時的（3時間以内）に子どもを預かる事業です。

活動を主催する区の事業課（もしくは区民団体）が、必要な保育会場と保育者、保育謝礼等を用意してひととき保育を実施します。

※区民団体…半数以上が区内在住者、在勤者、在学者で構成される5人以上の団体（以下家庭教育学級含む）

2 ひととき保育の基本的な条件

- ①子ども：生後5カ月以上で首がすわっている子～小学校就学前まで
- ②人数：子ども 原則として25人まで
保育者 原則として15人まで
- ③会場：活動の会場と同じ区立施設内に、必ず保育用に別の会場を確保する。
（会場が区立施設以外の場合は、ひととき保育制度は適用できません。）
- ④時間：保育時間は3時間以内。（保育時間が3時間を超える活動には、この制度は利用できません。）
- ⑤保育者：必ず、ひととき保育者バンクに登録された保育者が保育する。
- ⑥謝礼：保育者への謝礼は、主催者がこの制度で決められた金額を支払う。
※区民（保護者）の方からの保育料の徴収はできません。
※有料の事業（材料費などの実費相当分の徴収は除く）に対してはこの制度は利用できません。

お問い合わせ先：世田谷区子ども・若者部子ども家庭課
ひととき保育担当
TEL：03-5432-2569
FAX：03-5432-3081